

情個審答申第1号  
令和8年4月30日

## 答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三成 美保

令和7年7月15日付け総総第730号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 審査会の結論

令和6年12月17日（消印日付）審査請求（令和6年12月18日付け総総第1508号）は、棄却すべきである。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が、審査請求人に対し令和6年9月13日付け福保第2297号で行った処分を取り消す。

#### 第2 事案の概要

##### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、令和6年7月31日、処分庁に対し、保有個人情報開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」欄に

「生活保護受給に係るケース記録及び医療要否意見書 寝屋川市での生活保護受給開始から現在まで」と記載して保有個人情報の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 処分庁は、令和6年9月13日、本件開示請求に係る保有個人情報に関し、別紙1「開示する保有個人情報の名称等」に記載する行政文書に記載する保有個人情報として特定した上で、別紙2「開示を拒否することを決定した部分」（以下「本件不開示情報」という。）については、当該「開示を拒否する理由」により開示しないものとし、それ以外のものについては開示する旨の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、保有個人情報部分開示決定通知書により審査請求人に通知した（令和6年9月13日付け福保第2297号）。

(3) 審査請求人は、令和6年11月1日（令和6年12月17日（消印日付））、審査庁に対し、本件部分開示決定の取消しを求める本件審査請求を行った。

### 第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

#### 1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

#### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

##### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分が取り消されるべき理由について、審査請求書の別紙にて縷々主張するものの、その要旨は、審査請求の趣旨から察するに、本件不開示情報については、それぞれ処分庁が主張する不開示の要件に該当するものではなく、開示されるべきものであるとの主張をしているものと思料する。

##### (2) 処分庁の主張

ア 本件不開示情報のうち別紙2 No.1、2、9、15、16について

本件不開示情報のうち別紙2 No.1、2、9、15、16の情報は、寝屋川市が作成した審査請求人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に係る生活保護ケース記録票（以下「本件ケース記録票」という。）に記載されている、審査請求人以外の氏名や記録等、個人に関する情報であ

り、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものであることから、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、本件不開示情報のうち別紙 2 No. 1、2、9、15、16 の情報は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

イ 本件不開示情報のうち別紙 2 No. 3 について

本件不開示情報のうち別紙 2 No. 3 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、寝屋川市が行った、審査請求人の母及び妹に対する扶養調査の回答内容であり、審査請求人の母及び妹の審査請求人に対する扶養の意思に関する記載がされている。

これらの情報単体では特定の個人を識別することはできないが、これらの情報は、審査請求人の母及び妹の経済状況や審査請求人に対する心情等、審査請求人の母及び妹の機微に当たる情報であり、第三者に開示されることは、当該個人の権利利益を害するため、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

ウ 本件不開示情報のうち別紙 2 No. 4、5、6、7、17、21、22、23、24、27、28、31 について

本件不開示情報のうち別紙 2 No. 4、5、6、7、17、21、22、23、24、27、28、31 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、寝屋川市の職員の審査請求人に対する印象や評価に係る内容であり、この記載は必ずしも審査請求人の認識や意向と一致するものとは限らないため、このような情報が開示されることになれば、審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、当該記載について、当該職員は外部に開示されることを想定しないで記載を行っているため、このような情報が開示されることとなれば、当該職員は審査請求人との無用な衝突をおそれて、審査請求人に対

する印象や評価を正確に記載しなくなり、本件ケース記録票自体が形骸化するおそれがある。

以上から、これらの情報を開示することは生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第78条第7号柱書に該当する。

- エ 本件不開示情報のうち別紙2 No.8、10、12、14、26、32、33について  
本件不開示情報のうち別紙2 No.8、10、12、14、26、32、33の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）から寝屋川市の職員に対して任意に提供された情報であり、これらの情報は、関係機関（関係者）が外部に開示されることを想定せずに、寝屋川市の職員に対し情報提供を行っていることから、当該情報を開示することにより、寝屋川市の職員と関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、これらの情報は、関係機関（関係者）の審査請求人に対する印象、評価等に係る情報が含まれており、当該情報を開示することにより、関係機関（関係者）が審査請求人との無用な衝突をおそれて、印象や評価に対する情報提供を躊躇し、情報提供が形骸化するおそれがある。

以上から、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第78条第7号柱書に該当する。

- オ 本件不開示情報のうち別紙2 No.11、13、20、25、29、30について  
本件不開示情報のうち別紙2 No.11、13、20、25、29、30の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）から寝屋川市の職員に対して任意に提供された情報又は関係機関（関係者）と寝屋川市の職員のやりとりに関する情報であり、これらの情報は、関係機関（関係者）が外部に開示されることを想定せずに寝屋川市の職員に対し情報提供及びやりとりを行っていることから、当該情報を開示することにより、寝屋川市の職員と関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、これらの情報は、関係機関（関係者）の審査請求人に対する印象、評価等に係る情報が含まれており、当該情報を開示することにより、関係機関（関係者）が審査請求人との無用な衝突をおそれて、印象や評価に対する情報提供ややりとりを躊躇し、情報提供が形骸化するおそれがある。

以上から、これらの情報を開示することは生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第 78 条第 7 号柱書に該当する。

カ 本件不開示情報のうち別紙 2 No.18 について

本件不開示情報のうち別紙 2 No.18 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）と寝屋川市の職員が開示請求者に係る今後の対応について調整した内容に関する情報であり、これらの情報は、関係機関（関係者）及び寝屋川市の職員は外部に開示されることを想定せずに、関係機関（関係者）と寝屋川市の職員の間で調整を行っており、当該情報を開示することにより、寝屋川市の職員と関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上から、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第 78 条第 7 号柱書に該当する。

キ 本件不開示情報のうち別紙 2 No.19 について

本件不開示情報のうち別紙 2 No.19 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）及び寝屋川市の職員で実施したケース会議に係る、審査請求人に係る現状の支援等の確認と、今後の支援等について協議した内容及び出席した関係機関（関係者）の名称であり、これらの情報は、関係機関（関係者）及び寝屋川市の職員は外部に開示されることを想定せずに、関係機関（関係者）と寝屋川市の職員の間で実施されたケース会議での記録であり、当該情報を開示することにより、寝屋川市の職員と関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれるおそれがある。



当審査会が審議において審査庁に公文書の提示を求め、提示された公文書を基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は以下のとおりである。

## 1 ケース記録票

(1) ケース記録票は、寝屋川市生活保護法施行細則（平成20年寝屋川市規則第21号）第2条第1項第5号において、福祉事務所長が作成し、常にその記載事項について整理しなければならないものとされており、ケースワーカーその他生活保護事務に携わる者が、生活保護行政の目的に沿って被保護者に対する適正かつ公正な保護を行い、被保護者の自立を助長するために収集した情報の記録及び的確な保護の決定並びに実施をするための資料として作成するものである。

(2) なお、ケース記録票には、保護の開始・変更、保護の開始・変更の理由、世帯の現況、扶養義務者の状況、資産の状況、他法他施策の活用状況、家庭訪問、電話の通話記録、他機関とのやり取り、援助方針の変更などが記載されている。

## 2 医療可否意見書及び精神疾患入院可否意見書

(1) 初めて生活保護法の適用を受けようとする者、あるいは、既に何らかの扶助を受けていた者が、医療扶助も併せて受けようとするとき及び従来から受けていた医療扶助の内容、程度について変更を求めようとするときは、福祉事務所長に対して、保護の申請をする必要がある。

(2) 保護の申請を受けた福祉事務所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料として、医療可否意見書、精神疾患入院可否意見書等、必要な可否意見書の用紙を申請者に交付し、指定医療機関が記載した可否意見書に基づき医療の可否を確認することとなっている。

(3) ここでいう、「医療可否意見書」とは、医療機関に対して、申請者又は被保護者の医療継続等の可否について福祉事務所長が意見を求めるものであり、ケース番号、地区名、発行取扱者、医科・歯科の別、新規・継続の別、被保護者の氏名、性別、生年、傷病名又は部位、初診年月日、転帰、主要症状及び今後の診療見込、稼働状況、診療見込期間、概算医療費、福祉事務所への連絡事項、医療の可否、実施機関の嘱託医の意見等が記載さ

れている。また、「精神疾患入院要否意見書」とは、医療機関に対して、申請者又は被保護者の入院の要否について福祉事務所長が意見を求めるものであり、ケース番号、地区名、発行取扱者、指定医療機関、新規・継続の別、福祉事務所名、患者氏名、性別、生年月日、居住地、患者の職業、発病年月日、現在の入院形態、当院入院年月日（入院形態）、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、過去6か月間の外泊実績、現在の外出許可の状況、現在の病状又は状態像、入院外医療が困難な理由、医学的総合判定、概算医療費、診療の要否、福祉事務所嘱託医の意見、本庁医療系職員の意見、審査会の判定等が記載されている。

## 第5 当審査会の判断

### 1 個人情報保護法第78条第1項第2号該当性について

#### (1) 本件不開示情報のうち別紙2 No. 1、2、9、15、16について

ア 本件不開示情報のうち別紙2 No. 1、2、9、15、16の情報は、いずれも本件ケース記録票に記載されている、審査請求人以外の第三者の住所や属性、その者の行動に関する記録等といった、個人に関するものであり、少なくとも、「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人の情報を識別することができることとなるもの」であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。そして、上記各情報に関しては、同号イないしハに該当する事実は認められない。

イ したがって、別紙2 No. 1、2、9、15、16の情報は、いずれも不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

#### (2) 本件不開示情報のうち別紙2 No. 3について

ア 本件不開示情報のうち別紙2 No. 3の情報は、本件ケース記録票に記載されている、寝屋川市が行った、審査請求人の母及び妹に対する扶養調査の回答内容であり、審査請求人の母及び妹の審査請求人に対する扶養の意思が記載されているものであると認められる。



イ 上記情報では、特定の個人を識別することはできないが、当該情報の内容には、当該第三者の認識や内心に関わる事項が含まれているため、これを開示すると、当該第三者の内心の自由が侵害される。一方で、個人情報保護法第78条第1項第2号イないしハに該当する事実はない。

ウ よって、本件不開示情報のうち別紙2 No.35 の情報は、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（個人情報保護法第78条第1項第2号本文）であり、不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

## 2 個人情報保護法第78条第1項第7号該当性について

(1) 本件不開示情報のうち別紙2 No.4、5、6、7、17、21、22、23、24、27、28、31について

ア 本件不開示情報のうち別紙2 No.4、5、6、7、17、21、22、23、24、27、28、31 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、担当職員の審査請求人に対する印象や評価に係るものであると認められる。

イ 上記の情報は、必ずしも審査請求人の認識や意向と一致するものではなく、審査請求人が上記の情報を認識することにより、担当職員と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性がある。

ウ また、ケース記録票は、担当職員が感じた、対象者の印象や評価を記録し、時には職員間で共有することで、当該対象者への適切な対応を検討するなどして、生活保護事務の適正な遂行に役立てるとの側面を有しており、担当職員は、ケース記録票に記載した対象者に対する印象や評価が、対象者に開示されることを想定していないからこそ、自身の感じた印象や評価を率直に記載することができている。

そのため、このような情報が開示されることになれば、担当職員は対象者との無用な衝突をおそれて萎縮し、不必要に対象者に配慮した記載しかできなくなり、ケース記録票自体が形骸化し、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

別紙2 No.4、5、6、7、17、21、22、23、24、27、28、31の情報についても、上記に記載のとおり、担当職員の審査請求人に対する印象や評価に係る情報が記載されていることから、これらが審査請求人に開示されることになれば、担当職員が対象者との無用な衝突をおそれて委縮し、対象者に不必要に配慮したケース記録票しか作成されなくなり、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 以上より、本件不開示情報のうち別紙2 No.4、5、6、7、17、21、22、23、24、27、28、31の情報は、これが開示されることにより、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」（個人情報保護法第78条第1項第7号柱書）であり、不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

(2) 本件不開示情報のうち別紙2 No.8、10、12、14、26、32、33について

ア 本件不開示情報のうち別紙2 No.8、10、12、14、26、32、33の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）から担当職員に対して任意に提供された情報であり、その中には、関係機関（関係者）の審査請求人に対する印象や評価に係るものも含まれていると認められる。

イ 上記の情報は、寝屋川市と関係機関（関係者）との間の信頼関係に基づいて提供される性質のものであり、関係機関（関係者）は、これらの情報を審査請求人に開示されることを想定していないため、上記の情報が、審査請求人に開示されると、寝屋川市と当該関係機関（関係者）の間の信頼関係が損なわれることになり、今後、寝屋川市が当該関係機関（関係者）から情報の提供を受けることが困難になり、ひいては、寝屋川市への情報の提供が阻害されることになりかねない。

生活保護事務の適正な遂行に当たっては、様々な情報を収集した上で臨機応変に対応することが不可欠であるところ、関係機関（関係者）からの情報提供が阻害されれば、その事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

ウ また、上記の情報が開示されると、関係機関（関係者）は、審査請求人との無用な衝突をおそれて萎縮し、不必要に審査請求人に配慮した情報しか提供しなくなり、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 以上より、本件不開示部分のうち別紙 2 No. 8、10、12、14、26、32、33 の情報は、これが開示されることにより、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号柱書）であり、不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

(3) 本件不開示情報のうち別紙 2 No.11、13、20、25、29、30 について

ア 本件不開示情報のうち別紙 2 No.11、13、20、25、29、30 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）から担当職員に対して任意に提供された情報及び関係機関（関係者）と担当職員とのやり取りに関するものであり、その中には、関係機関（関係者）の審査請求人に対する印象や評価に係る情報も含まれていると認められる。

イ 関係機関（関係者）としては、担当職員に提供した情報や担当職員とのやり取りに関する上記の情報が、審査請求人に開示されることを想定しておらず、これらが審査請求人に開示されることになれば、寝屋川市と当該関係機関（関係者）の信頼関係が損なわれる。

生活保護事務の適正な遂行に当たっては、関係機関（関係者）と連絡を取り合い、連携することが不可欠であるところ、関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれれば、担当職員と関係機関（関係者）が連携をとることが困難となり、その事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

ウ また、上記の情報が開示されると、関係機関（関係者）は、審査請求人との無用な衝突をおそれて萎縮し、不必要に審査請求人に配慮した情報提供や、やり取りしかできなくなり、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 以上より、本件不開示部分のうち別紙 2 No.11、13、20、25、29、30 の情報は、これが開示されることにより、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号柱書）であり、不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

(4) 本件不開示情報のうち別紙 2 No.18 について

ア 本件不開示情報のうち別紙 2 No.18 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）と担当職員が審査請求人に係る生活保護事務について調整した内容に関するものであると認められる。

イ そして、別紙 2 No.18 の情報は、担当職員の審査請求人に対する印象や評価にも鑑み、審査請求人に係る生活保護事務について調整されているのであって、その調整内容自体は必ずしも審査請求人の認識や意向と一致するものではなく、審査請求人が上記の情報を認識することにより、寝屋川市の職員だけでなく、審査請求人と関係機関（関係者）の信頼関係が損なわれるおそれがある。

別紙 2 No.18 の情報が、審査請求人に開示されたことが原因で、審査請求人と関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれることになれば、関係機関（関係者）が、寝屋川市との間で今後の事務について調整することが困難になるおそれがあり、また、関係機関（関係者）が審査請求人とやり取りをすることすらできなくなり、多角的に生活保護事務を遂行することが困難になる可能性がある。

ウ 以上より、本件不開示情報のうち別紙 2 No.18 の情報は、これが開示されることにより、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号柱書）であり、不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

(5) 本件不開示情報のうち別紙 2 No.19 について

ア 本件不開示情報のうち別紙 2 No.19 の情報は、本件ケース記録票に記載されている、関係機関（関係者）及び担当職員で実施したケース会議に

出席した関係機関（関係者）の名称及び個人の氏並びに当該会議において協議された、審査請求人に係る現状の支援の確認と今後の支援方法等に関するものであると認められる。

イ ケース会議に出席した関係機関（関係者）の名称及び個人の氏並びにケース会議において協議された、審査請求人に係る現状の支援の確認と今後の支援方法等に関する情報は、審査請求人に対する支援の方向性を内々に協議した内容であり、その内容は必ずしも審査請求人の認識や意向と一致するものではなく、審査請求人が上記の情報を認識することにより、審査請求人と担当職員及び関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、関係機関（関係者）とも連携した生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ また、担当職員及び関係機関（関係者）は、上記の内容が審査請求人に開示されないからこそ、闊達な意見を交わし、多角的な視点から支援方法を検討できるにもかかわらず、その内容が審査請求人に開示されることになれば、担当職員と関係機関（関係者）は、審査請求人との無用な衝突をおそれて萎縮し、今後の生活保護事務の遂行に必要な連携をとることができず、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このことは、審査請求人に係る生活保護事務に限られず、生活保護事務一般にも当てはまるものであり、一度、ケース会議における協議内容が開示されると、今後、担当職員及び関係機関（関係者）は、対象者との無用な衝突をおそれて、適切な方針を選択できなくなるおそれがある。

エ 以上より、本件不開示情報のうち別紙2 No.19の情報は、これが開示されることにより、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（個人情報保護法第78条第1項第7号柱書）であり、不開示とされるべきものであると解するのが相当である。

### 3 結論

上記理由より、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、これを棄却すべきである。

<別紙1> 開示する保有個人情報の名称等

	名称	病院名	該当年月日	
(1)	生活保護ケース記録票		令和2年10月6日～令和6年8月13日分	
(2)	医療可否意見書	○○○○○○	令和2年10月24日分	
(3)	精神疾患入院可否意見書	○○○○	令和2年12月7日分	
(4)	医療可否意見書	○○○○○○	令和3年5月19日分	
(5)		○○○○○○○○○○○○○○○○○○	令和3年8月1日分	
(6)		○○○○○○○○○○○○○○○○○○	令和4年2月5日分	
(7)		○○○○○○○○○○○○	令和4年4月29日分	
(8)		○○○○○○○○○○○○	令和4年7月25日分	
(9)		○○○○○○○○	令和4年9月27日分	
(10)		○○○○○○	令和4年10月27日分	
(11)		○○○○○○○○	令和4年11月8日分	
(12)		○○○○○○○○	令和5年5月10日分	
(13)		○○○○○○○○○・○○○・○○○○○	令和5年11月10日分	
(14)		○○○○○○○	令和5年12月11日分	
(15)		精神疾患入院可否意見書	○○○○○○○○○○	令和6年1月20日分
(16)		医療可否意見書	○○○○○○○	令和6年2月2日分
(17)			○○○○○○○・○○○○○○○○○	令和6年3月18日分

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
1	生活保護ケース記録票	P6 記録欄 2行目左から 2文字目から11文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第78条第1項第2号本文に該当するため。
2		P7 記録欄 5行目左から7文字	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。
3		P7 記録欄 20行目 P8 記録欄 15行目	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。
4		P11 記録欄 12行目	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
5		P11 記録欄 22行目右から10文字	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
6		P12 記録欄 4行目から6行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、本市の職員の開示請求者に対する印象や評価又は当該印象や評価に基づく今後の方針に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
7		P12 記録欄 ・10行目右から7文字 ・14行目右から7文字 ・18行目右から4文字及び19行目  P13 記録欄 3行目及び4行目	開示を拒否することを決定した部分には、本市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
8		P13 記録欄 16行目	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から本市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに本市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
9		P14 記録欄 9行目から17行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。
10		P17 記録欄 16行目から18行目まで  P18 記録欄 1行目から3行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から本市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに本市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
11		P18 記録欄 9行目、11行目及び12行目	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報又は当該関係機関（関係者）と当市の職員とのやり取りに関する情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに情報の提供及び職員とのやり取りをしていることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
12		P19 記録欄 2行目から5行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに当市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
13		P21 記録欄 2行目から7行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報又は当該関係機関（関係者）と当市の職員とのやり取りに関する情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに情報の提供及び職員とのやり取りをしていることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
14		P21 記録欄 10行目から14行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに当市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
15		P22 記録欄 6行目右から13文字	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。
16		P22 記録欄 13行目及び14行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。
17		P23 記録欄 ・ 5行目左から15文字 ・ 14行目 ・ 24行目左から19文字目から45文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、本市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する情報が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
18		P23 記録欄 26行目及び27行目	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）と本市の職員が開示請求者に係る生活保護事務に関して調整した内容に関する情報が記載されており、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
19		P25 記録欄 ・ 10行目 ・ 12行目から14行目まで ・ 17行目から21行目まで  P26 記録欄 ・ 1行目から3行目まで ・ 5行目から10行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）及び本市の職員が開示請求者に係る生活保護事務に関する現状の支援等について確認をし、今後の支援等について協議をした内容及び出席した関係機関（関係者）が記載されており、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
20		P26 記録欄 ・16行目左から14文字目から21文字目まで ・18行目左から6文字 ・20行目  P27 記録欄 1行目から4行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報又は当該関係機関（関係者）と当市の職員とのやり取りに関する情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに情報の提供及び職員とのやり取りをしていることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
21		P28 記録欄 15行目左から34文字目から43文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
22		P29 記録欄 4行目右から10文字	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
23		P30 記録欄 4行目右から7文字	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
24		P31 記録欄 4行目左から36文字目から42文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
25		P31 記録欄 7行目から10行目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報又は当該関係機関（関係者）と当市の職員とのやり取りに関する情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに情報の提供及び職員とのやり取りをしていることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
26		P31 記録欄 12行目及び13行目	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに当市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
27		P32 記録欄 5行目右から16文字	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
28		P33 記録欄 11行目左から4文字目から16文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
29		P40 記録欄 17行目から20行目まで P41 記録欄 1行目から7行目まで	<p>開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報又は当該関係機関（関係者）と当市の職員とのやり取りに関する情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに情報の提供及び職員とのやり取りをしていることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。</p>
30		P41 記録欄 9行目から13行目まで	<p>開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報又は当該関係機関（関係者）と当市の職員とのやり取りに関する情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに情報の提供及び職員とのやり取りをしていることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。</p>
31		P42 記録欄 10行目右から7文字	<p>開示を拒否することを決定した部分には、当市の職員の開示請求者に対する印象や評価に関する内容が記載されており、当該記載は、必ずしも開示請求者の認識や意向と一致するものとは限らないことから、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。</p>
32		P46 記録欄 13行目右から29文字、14行目及び15行目	<p>開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに当市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。</p>

No.	保有個人情報の名称等	開示を否定することを決定した部分	開示を拒否する理由
33		P50 記録欄 15行目左から36文字目から40文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、関係機関（関係者）から当市の職員に対して任意に提供された情報が記載されており、通常、当該関係機関（関係者）は、開示請求者に開示されることを想定せずに当市の職員に対して情報を提供していることから、当該部分を開示することにより、当該関係機関（関係者）との信頼関係が損なわれ、今後の開示請求者に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書きに該当するため。
34	精神疾患入院要否意見書（(○)○○○ ○○○ 令和2年12月7日）	2枚目表面の生活歴及び現病歴欄 ・ 1行目から5行目 ・ 陳述者氏名及び続柄	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の第三者から担当医師が聴き取った内容及び当該第三者の氏名等が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。
35	精神疾患入院要否意見書（(○)○○○ ○○○○○○○○ 令和6年1月20日）	生活歴及び現病歴欄 ・ 5行目左から51文字目から8行目左から32文字目まで ・ 9行目左から6文字目から11行目左から14文字目まで	開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の第三者から担当医師が聴き取った内容が記載されており、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、個人情報保護法第78条第1項第2号本文に該当するため。